

第20号様式別表 2 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額について、法第321条の8第3項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度においては法人税法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類（最初通算事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7(2)）の写し、当該事業年度の直前の事業年度における法人税の明細書（別表7(1)、(2)）の写し等）も併せて添付してください。また、同項に規定する通算承認の効力が生じた日（以下「通算承認の効力が生じた日」といいます。）の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業（以下「新たな事業」といいます。）を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類（新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7(2)）の写し、当該事業年度の直前の事業年度における法人税の明細書（別表7(1)、(2)）の写し等）も併せて添付してください。
- (3) 法第321条の8第5項に規定する被合併法人等の控除未済通算適用前欠損調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済通算適用前欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済通算適用前欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算適用前欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「通算適用前欠損金額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額について、古い事業年度の分から順次記載します。	法第321条の8第3項の規定による控除は、通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度において、1(2)に掲げる書類を添付した第20号様式の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第20号様式の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象通算適用前欠損調整額②」	(1) ①の欄に記載した金額に、最初通算事業年度の終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 2以上の最初通算事業年度終了の日がある場合 当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日 (ロ) 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合において法人税法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額がある場合 新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日 (ハ) 最初通算事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第3項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ハ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額	

	(ハ) 第20号様式別表 2 の 3 の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表 2 の 4 の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第20号様式別表 2 の 7 の⑤の「計」の欄の金額 (ヘ) 第20号様式別表 2 の 8 の④の「計」の欄の金額 (2) 第20号様式別表 1 の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額	
--	---	--